

業務規程変更案に対して受領したご意見と本機関の回答
 ※代表的なご意見等を抜粋し整理しております。
 ※関連条文については、修正後の条文番号を記載しております。

項番	関連条文	意見・質問等	本機関回答
1	第2条第2項 第10号	「・・・オンラインでの調整ができない発電機を出力抑制しても・・・」について、この表記では長期固定電源等も含まれてしまうので、火力発電機に限定してはどうか。	火力発電機に限らず、自然変動電源等も対象となることから、原案どおりとさせていただきます。
2	第27条の3	「電源維持運用者」という表記について、通常の「発電事業者」との違いが分かりにくいため、「入札電源維持運用者」変更してはどうか。	電源入札等における電源維持運用者は、必ずしも入札により決定するものではないことから、原案どおりとさせていただきます。
3	第27条の4	<ul style="list-style-type: none"> ・本条は、第4章「供給計画の取りまとめ等」に移設すべきではないか ・「常設の委員会」を設置するとしているが、名称を記載してはどうか ・第27条の4（委員会における需給バランス評価）と第27条の7（基本要件の検討）は別委員会で扱うのか 	<ul style="list-style-type: none"> ・第4章は「供給計画取りまとめ」業務の手続等に関して規定しておりますが、他方、第27条の4は、供給計画の取りまとめ結果等をもとに、電源入札等の必要性の検討を開始する必要があるかどうかを有識者委員会で検討することを定めたものとなります。したがって、第5章で規定することが適当と考えております。 ・有識者委員会は、既存の「調整力等に関する委員会」との関係性等も考慮しつつ、名称を含め運営方法を検討してまいります。 ・「需給バランス評価をもとに入札の必要性を検討する委員会」と「入札要件や落札候補者を評価するための委員会」は必要となる知見が異なることから、別の委員会とする可能性もありますが、具体的な運営方法につきましては、引き続き検討いたします。
4	第29条	地内系統には、本来250kV以上の基幹系統として整備すべきだが、土地収用などの課題から154kVを複数系統整備することで大電力潮流に対応している場合もあります。このような系統は、大電力を流通する主要な系統という観点から、広域系統長期方針の対象とすべきと考えます。	制度設計WG（第8回制度設計WG資料5-5のP3、P4参照）の議論を踏まえ、広域系統長期方針は、広域連系系統（250kV以上の送電系統）を対象とさせていただきます。もっとも、広域系統長期方針の策定にあたっては、本来250kV以上で整備すべきと考えられる154kVの重要系統があるという実情を踏まえ、広域連系系統のあるべき姿を検討してまいります。

項番	関連条文	意見・質問等	本機関回答
5	第29条	<p>第2項が第28条の2へ移設されているようですが、「設備の経年情報を踏まえた検討を行う」という主旨が削除されています。同様に、第30条で「既設設備の状況」という文言が削除されています。</p> <p>第8回制度設計WGの資料5-5「広域的運営推進機関の設備形成ルールについて」のP3では、”②今後想定しうる環境変化と広域連系系統整備・更新に係る留意事項”として、”例えば、人口減少や省エネルギー進展等を踏まえた需要見通し、再生可能エネルギー電源の導入拡大、電源新增設等の不透明性拡大、流通設備の経年情報や策定済みの広域系統整備計画、技術開発の進展等を踏まえた検討を行うこと。”との記載があり、この記載を踏まえると、既設設備の状況に関する従前の記載を残すべきではないでしょうか。</p>	<p>送配電等業務指針第18条第1項第二号イ（エ）に「流通設備の経年情報」が広域系統長期方針の留意事項として記載されております。</p> <p>また、第30条は、広域系統整備計画に関する内容を記載している規定ですが、ご指摘の制度設計WGの記載は広域系統長期方針の内容です。なお、第30条の「既設設備の状況」という表現は、曖昧であるため「広域連系系統の潮流状況」という表現に変更しております。</p> <p>したがって、原案どおりとさせていただきます。</p>
6	第34条第2項	<p>「費用負担割合を決定する」との規定では、</p> <p>① どの設備について、又、建設費、維持・運用費用及び将来的な撤去費用等のどこまでについて、費用負担割合を決定するのかが不明確</p> <p>② 特定負担と複数の一般送配電事業者による一般負担が適当と整理された場合に、特定負担と一般負担総額の費用負担割合のみを決定するのか、一般送配電事業者間の一般負担の費用負担割合も含めて決定するのかが不明確</p> <p>ですので、明記してはいかがでしょうか。</p>	<p>①広域系統整備に要する費用の範囲や対象設備は、案件ごとに異なる可能性があるため、今後の実績を踏まえ、明確化を検討してまいります。</p> <p>②第34条第1項においては、費用負担割合を「一般負担と特定負担の別及び電気供給事業者ごとの負担の割合」と定義しておりますので、費用負担割合の決定に際し、一般送配電事業者間の一般負担の割合を含めて決定することを規定していると考えております。</p>
7	第44条の23 第44条の24	<p>リプレース案件募集前からプロセス対象系統に空容量があれば、リプレース対象事業者は、リプレース後の新設発電設備の一部容量を先行して容量確保できるようにしてほしい。（例えば、既設60万kWを廃止し、新設70万kWの建設を検討している場合、既設廃止公表前に空容量（仮に10万kW）があれば、新設70万kWのうち、公募対象外として10万kW分の連系申込みを行なう。この際の連系申込みは、設備容量としては70万kWとするが、送電容量は10万kWとし、残り60万kW分は旧発電所廃止によって生ずる接続可能量とし、旧発電所廃止を公表後、リプレース案件募集にて連系容量確保後に連系申込みを行なう。この際の連系申込みは、先に契約した10万kWと合わせて、70万kWとする。）</p>	<p>契約申込みの内容にしたがった連系が物理的・技術的に不可能である場合やその意思が無い場合には、連系承諾ができない場合もあると考えられます。</p>
8	第44条の18 第1項	<p>「リプレース対象廃止計画」という表記について、このタイミングではリプレースの対象とはなっていないため、「リプレース候補廃止計画」としてはどうか。</p>	<p>10万kW以上の廃止計画に関する案件は、本機関のリプレースプロセスの対象となる可能性がありますので、原案どおりとさせていただきます。</p>

項番	関連条文	意見・質問等	本機関回答
9	第44条の18 第1項	10万kW以上の廃止計画であるリプレース対象廃止計画は、リプレースに該当しない場合でも廃止計画が公表されてしまうのか。	廃止計画の公表はリプレースに該当するものに限定されており、かつ、リプレースに該当しないものについては、リプレース案件系統連系募集プロセスは開始いたしません（第44条の18第1項及び4条の19）。但し、同プロセスとは関係なく、本機関による供給計画の取りまとめ報告書のなかで、廃止計画が公表されることとなります。
10	第44条の19 第2項第4号	応募締切時点から容量確保する（応募締切までは従来からの空き容量について先着優先で接続が可能）とした場合、募集要領において、「募集対象となる送電系統の連系可能量」を正確に記載できないことになるのではないかと。	リプレース案件系統連系募集プロセスにおいては、ご指摘のとおり募集要領において予め正確な連系可能量を示すことはできませんが、蓋然性のある見込量を示すことは可能であると考えております。
11	第45条	契約申込の回答に対する広域機関による妥当性確認は「その申込みに対する検討結果が第44条第1項の回答と異なるときは、」とありますが、回答内容に疑問点が出てくることもあるため、ケースを限定せず事業者からの要望があれば対応するように見直せないかと。	業務規程上、接続検討の段階において、回答内容の妥当性を検証する手続を設けております（第43条、第44条及び第46条）。したがって、契約申込みと接続検討の回答内容と異なる場合には、系統アクセスの手続上、当機関が契約申込みの回答内容の妥当性を検証する手続を設ける必要性は低いと考えておりますので、見直しは見送りとさせていただきます。但し、業務規程上、第103条「苦情及び相談」の手続を設けており、同手続にしたがって、送配電等業務全般に関して、事業者からの申し出があれば、本機関は、ケースを限定せず対応いたします。
12	第51条の3	計画を変更するにあたり、事前に計画の提出者へ通知する旨、あるいは、計画変更をした場合に結果を通知する旨の記載をいれてはどうでしょうか。	広域機関システムはご指摘の機能を具備する設計となっておりますが、サービスの通知機能であると考えております。また計画変更を行った場合に必ず通知するとは限らないこと（例えば、1時間前市場取引の約定に伴う変更の場合）等から、規定化はいたしません。

項番	関連条文	意見・質問等	本機関回答
13	第52条第1項 第2号 第53条の2 第55条の3	<ul style="list-style-type: none"> ・第1項で除外される会員について記載があるので、従前のままで良いのではないのでしょうか。 ・「第52条第1項」⇒「第53条」ではないのでしょうか。 ・会員以外への要請の手順も必要ではないのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気事業法と解釈が異なることが無いように、同法の表現に合わせた記載としております。 ・第53条は、第52条第1項第5号の具体的な内容を規定しています。従いまして、第52条の2の指示の手順は、第52条第1項に基づくものとなります。 ・会員以外への要請につきましては、指示の手順に準ずることを想定しておりますが、要請の手順について規定するまでの必要はないものと考えます。
14	第55条の3	<ul style="list-style-type: none"> ・「当該連系線を利用する会員」とありますが、会員以外には適用されないのでしょうか。 ・会員以外にも適用されるなら、「要請」も必要となるのではないのでしょうか。 ・適用されないのであれば、「本機関の指示等」⇒「本機関の指示」で良いのではないのでしょうか。 	<p>第8回制度設計WGにおいて、「本機関が電事法第28条の44の規定に基づく指示スキームをエリアをまたいで活用できるよう」と整理されており、本規定は、会員以外まで適用することを想定しておりません。</p> <p>文言についてはご意見の趣旨を踏まえ修正いたします。</p>
15	第62条 第62条の2	<p>会員全体の理解の向上も目的として、運用容量検討会及びマージン検討会へのオブザーバ参加、又は傍聴を可能としていただけないのでしょうか。</p>	<p>今後の検討課題とさせていただきます。</p>

項番	関連条文	意見・質問等	本機関回答
16	第64条第5項 指針第151条 の6	<p>(意見) 前日時点で一般送配電事業者は翌日ゲートクローズ後の長周期広域周波数調整の協力可能量をコミットすることは不可能なことから、「仮決定」としていることと思料するが、責任所在の明確化のため、以下のとおり表記を見直していただきたい。</p> <p>業務規程 第64条第5項第2号 (原案)「協力可能な電力量」→(見直し案)「翌日計画に基づき算出する下げ調整力確保量」</p> <p>(理由) ゲートクローズまでの間は小売事業者が需給バランス調整しているため、前日16時までに一般送配電事業者が翌日ゲートクローズ後の長周期広域周波数調整の協力可能量をコミットすることは不可能である。したがって、前日16時までに一般送配電事業者が算出するのは、前日に提出される翌日計画に基づき算出する下げ調整力確保量であり、その数値はゲートクローズまでの間は減少しうるものであることから、長周期広域周波数調整の融通電力量については、電力広域的運営推進機関の判断のもと仮決定することとなるのではないか。</p>	<p>長周期広域周波数調整の実施において、一般送配電事業者に前日段階で通知していただく「協力可能な電力量」については、当該時点でコミットすることまで求めておりませんので、原案どおりとさせていただきます。</p>
17	第64条の4 第3項	<ul style="list-style-type: none"> ・「本機関は、(中略)短周期広域周波数調整のために必要な利用枠を実需給日の前日12時以降の連系線の空容量の範囲内で設定し、関係する一般送配電事業者たる会員に通知する。」とあるが、「利用枠」の運用は、実際に計画潮流として一般の利用計画と同様にタイムスタンプで管理され、タイムスタンプに従った混雑処理の対象となると考えてよろしいでしょうか。 ・前日17時時点で開示される翌日空容量では、当該利用枠を控除した量が空容量として開示されるのでしょうか。 ・利用枠が計画潮流として押さえられる具体的なフロー(タイミング等)をご教示頂きたい。また、当該利用枠が”適正かどうか”の確認検証主体およびその手段をご教示いただきたい。 ・一般送配電より通知された利用枠と本機関が承認した利用枠の実績を公表していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・短周期周波数調整の利用枠は空容量の範囲内で設定されますが、設定後は空容量の外(連系線の利用可能な範囲外)で管理されるため、一般の利用計画とは異なり、混雑処理の対象となりません。 ・短周期周波数調整の利用枠については、前日12時以降に連系線の空容量の範囲内において、前日17時までに設定された場合は、当該時点において、連系線の空容量は利用枠相当分を控除した値で公表いたします。 ・利用枠の適正性の検証につきましては、具体的な手段は決まっていますが、調整力等に関する委員会の検討状況や短周期周波数調整の実績を踏まえ、必要に応じて対応いたします。 ・一般送配電事業者より通知された利用枠と本機関が承認した利用枠の実績の公表につきましては、広域周波数調整の実績を踏まえ必要に応じて対応いたします。

項番	関連条文	意見・質問等	本機関回答
18	第64条の5 第3項	<p>・「本機関は、（中略）長周期広域周波数調整のための電力量及び時間を、実需給日の前日12時以降の連系線の空容量の範囲内で仮決定の上、関係する一般送配電事業者たる会員に通知する。」とあるが、実際に計画潮流として一般の利用計画と同様にタイムスタンプで管理され、タイムスタンプに従った混雑処理の対象となると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>・前日17時時点で開示される翌日空容量では、当該電力量を控除した量が空容量として開示されるのでしょうか。</p> <p>・当該電力量が計画潮流として押さえられる具体的なフロー（タイミング等）をご教示頂きたい。また、当該電力量及びその時間帯が”適正かどうか”の確認検証主体およびその手段をご教示いただきたい。</p> <p>・一般送配電より通知された電力量及び時間と本機関が承認した当該内容の実績を公表していただきたい。</p>	<p>・長周期周波数調整は、原則として、ゲートクローズ後の連系線の空容量の範囲で実施しますので、前日の仮決定の段階では計画潮流として計上されません。但し、長周期周波数調整の実施が最終決定された場合には、本機関の指示の場合と同様に計画潮流が管理され、指針第191条の順位に基づいた混雑処理の対応となります（もっとも、上記のとおり長周期周波数調整は空容量の範囲内で実施されますので、混雑処理の対象となる場合は限定されるものと考えております。）。</p> <p>・上記のとおり、前日の仮決定の段階では計画潮流として計上されませんので、前日17時時点で開示される連系線の空容量につきましては、仮決定分は控除されません。</p> <p>・電力量及び時間の適正性の検証につきましては、具体的な手段は決まっていますが、卸電力市場取引の状況や長周期周波数調整の実績を踏まえ、必要に応じて対応いたします。</p> <p>・一般送配電より通知された利用枠と本機関が承認した利用枠の実績の公表につきましては、広域周波数調整の実績を踏まえ、必要に応じて対応いたします。</p>
19	第64条の5 第3項 指針第151条 の4第2項	<p>規程第64条の5第4項、5項において行う長周期広域周波数調整の最終調整は、指針第151条の5との関連を考慮すると、当日の対応と読めるが、一般送配電事業者が実施する自然変動電源の出力抑制において、長周期広域周波数調整量の把握が必要であるため、長周期広域周波数調整量は、自然変動電源の出力抑制指令より前に決定する必要がある。（自然変動電源の出力抑制について、当面はオフライン制御がほとんどであるため、前日17時頃には決定し、抑制指令を通知することが必要。）</p> <p>このため、長周期広域周波数調整は、必要に応じて、ゲートクローズより前に量と時間を決定できることを明記していただきたい。</p> <p>【修正案 ※指針第151条の4 第2項も合わせて修正】</p> <p>本機関は、前号の通知に基づき、次のアからウに掲げる事項を考慮し、長周期広域周波数調整のための電力量及び時間を、実需給日の前日12時以降の連系線の空容量の範囲内で仮決定の上、関係する一般送配電事業者たる会員に通知する。ただし、第1項の通知において、一般送配電事業者から早期決定の要請を受けた場合は、仮決定に代わり決定としてこれを行う。</p>	<p>送配電等業務指針第151条の5第2項において、一般送配電事業者は、原則として、ゲートクローズ後に長周期広域周波数調整の要否を判断することとしていますが、同指針第151条第3号から第5号の出力抑制に必要な時間を考慮することを規定しており、例外的にゲートクローズ前に長周期広域周波数調整の実施を決定することを否定するものではありません。したがって、ご意見の趣旨は反映されていると考えますので、原案のとおりとさせていただきます。</p>

項番	関連条文	意見・質問等	本機関回答
20	第2条 第64条の4 第64条の5 第79条	「広域周波数調整」と「マージン」の使い分けが分かりにくいと思います。 第64条、第79条にそれぞれを使用する条件が書かれておりますが、双方ともに「下げ調整力が不足又は不足するおそれがある」と書かれております。異なるのは「短周期周波数調整に必要な」又は「長周期周波数調整に必要な」の有無のみです。 マージンに求める「下げ調整力」は「短周期周波数調整」「長周期周波数調整」以外のものであるという事であれば、具体的な違いを記載いただけないでしょうか。	広域周波数調整は、連系線の空容量の範囲で実施するものである一方、マージンについては、空容量がない時に使用するものであって、広域周波数調整の後に使用することになります。 なお、マージンの設定に関しては、調整力等に関する委員会で検討中であり、今後の検討結果を踏まえ、必要に応じ、ルールの変更を行う予定です。
21	第65条第2項	連系線利用の予見性を高めるために、長期計画の断面は各年度別の最大時kWだけでなく、各月の最大時kWに細分化していただけないでしょうか。	今後の検討課題とさせていただきます。
22	第69条の3 第2項、 指針第173条 の3第4項	供給先未定発電事業者等の連系線利用計画を供給先事業者が承継した場合、登録時刻は承継されるのか。また、承継時にタイムスタンプが新たに発行されるのであれば、優先順位が劣後するため、第9回制度設計WGにて議論された卸売に見通しを立てるとの本制度の趣旨に反しているのではないかと。	現行ルールにおいても、供給先未定である以上、供給先が確保できている連系線利用者と同様のタイムスタンプまでは付与しないこととなっております。また、供給先未定であっても容量登録は可能となっており、卸売に見通しを立てることは可能と考えられますので、制度の趣旨に反するものではないと考えております。
23	第69条の4	翌日計画策定時において、増加・減少の両方向の変更がある中、これまでの先着優先を見直して、減少変更に先立ち増加変更を優先して認めるといった運用は、市場取引により連系線の減少変更が必要となる事業者とのイコールフットイングが図られないと考えます。翌日計画策定までは従来通りとし、原因者負担の考えは翌日計画策定以降の変更に限定すべきではないかと考えます。	第4回制度設計WGの議論においては、前日12時以降に実施する計画更新に対して原因者負担の原則を適用するものとされており、翌日計画の更新に関しても同原則を適用しております。

項番	関連条文	意見・質問等	本機関回答
24	第72条第2項	<p>「連系線利用者による供給力の調達に必要な時間」とありますが、「必要な時間」に関しては連系線利用者、一般送配電事業者の双方の業務フローを明確にするため、具体的な時間を示すべきと考えます。</p> <p>但し、スポット取引以降における主な調達先は1時間前市場とならざるを得ず、現時点で1時間前市場の流動性が不透明なため、ルールで明確に「必要な時間」を設定することは困難と言えます。</p> <p>そこで、ルール上の連系線利用者の代替調達義務は、市場流動性が一定程度確認されているスポット取引での調達可能時間までとし、以降は努力を求めるとすることが適当ではないでしょうか。</p> <p>文案としては、「前項にかかわらず、本機関は、需給日の前日9時以降に運用容量の減少に伴う混雑が発生する場合は、連系線利用者に代替供給力の調達に努めるよう求め、連系線利用者の代替供給力の調達に必要な時間に限り混雑処理を行わない」としてはいかがでしょうか。</p> <p>※スポット取引の入札締切が10時であり、入札計画の作成や入札実行処理等の時間を考慮し9時とすることが望ましいと考えております。</p>	<p>規程の記載については、第3回制度設計WGの記載にあわせて形に修正いたしました。</p> <p>運用の在り方については、引続き検討が必要と認識しております。</p>
25	第72条第2項	<p>本項の主旨が理解できません。「連系線利用者による代替供給力の調達に必要な時間に限り」とはどのようなことでしょうか。前日12時以降は系統側起因以外は混雑処理を行わないということを表現しているのでしょうか。</p>	<p>No.24の回答に同じ</p>

項番	関連条文	意見・質問等	本機関回答
26	第72条第2項	<p>「電力システムの安定性を確保できるときは、連系線利用者による代替供給力の調達に必要な時間に限り、混雑処理を行わない」との記載に賛同する。</p> <p>(計4社から同様の意見を受領。主な個別意見は以下のとおり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4回制度設計WG(資料5-1の32ページ)において「系統側起因の場合、送配電事業者側での調整量が大きくなり得ることから、系統利用者による代替電源調達等の調整努力が適切になされていることを前提に、系統運用者が緊急避難的に相殺潮流を流す」と整理されており、相殺潮流を「代替供給力の調達に必要な時間に限り」とすることは、この整理と整合している。 ・「調整努力が適切になされていることを前提」とは1時間前市場の活用を考慮すると、GC後以降のコマであれば全利用者が調達努力を行うべきとの整理となるため、利用者に通告変更を促すスキーム整備が必要となるが、これから新たなスキームを整備することは困難。迅速かつ公平な処理が可能となる広域機関の強制書換スキームの活用が現実的かつ望ましいと考えられることから、GC前のコマの混雑処理を前提とした上記記載は賛同する。規定の記載については、制度設計WGで整理した概念・考え方の記載に留めることなく具体的な運用が分かる記載として欲しい。 ・相殺潮流は、一般送配電事業者が予め調達した調整力によって供給されるため、相殺潮流対応が緊急対応だけでなく、長時間継続する場合、相殺潮流によって減少した調整力を追加調達する必要が生じる。この場合、本来は連系線利用者が負担すべきコストを一般送配電事業者が負担していることになる。 ・広域機関は、連系線利用者が調達に必要な時間内に代替供給力を確保していることを実需給断面や事後検証において確認し、代替供給力の確保を怠っている事業者へ指導・勧告等を行っていただきたい。 	No.24の回答と同じ
27	第93条の4	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、一般負担の上限額の見直しを行う場合の適用方法(遡及適用しないこと、公表日移行に契約した案件に適用等)を明記してはどうか。 	将来的に上限額を見直した場合の取扱いについては、見直時点において、公表することを想定しております。
28	-	<p>現在、広域系統整備委員会にて東北東京間連系線増強プロセスが検討されているが、費用負担することによりどのような便益を得られるのか、その便益の帰属先や継承のあり方など明確にされていない部分が多く、今回の改訂においても本件に関する改訂はない。本プロセスにおいては、9月には広域機関より費用負担者に対し負担の意思の最終確認が行われることになるため、少なくともその前には、本件を明確化し業務規程(あるいは指針)に反映する必要があるのではないか。</p>	計画策定プロセスにおける特定負担者の便益や承継のあり方は課題と認識しておりますので、引き続き検討いたします。